

# 国家市場監督管理総局

## 専利代理管理弁法（意見募集稿）

2019年3月1日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 専利代理管理弁法（意見募集稿）

## 第一章 総則

**第1条** 専利代理行為を規範化し、委託者、専利代理機構及び専利代理師の合法的權益を守り、専利代理業界の正常な秩序を保ち、専利代理業界の健全な発展を促進するために、「中華人民共和国専利法」「専利代理条例」及びその他の関連法律、行政法規の規定に基づき、本弁法を制定する。

**第2条** 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、法により専利代理機構と専利代理師に対して管理と監督を行う。

**第3条** 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、「公平・公正・公開的、法により秩序正しく、透明性があり効率的」という原則に従って専利代理執業活動に対し検査と監督を行わなければならない。

**第4条** 専利代理師、専利代理機構は法により全国的又は地方的な専利代理業界組織を設立し、若しくはそれに参加することができる。専利代理業界組織は社会団体であり、専利代理師の自律的組織である。

専利代理業界組織は専利代理業界の自律規範を制定しなければならず、その業界の自律規範は法律、行政法規に抵触してはならない。専利代理機構、専利代理師は業界の自律規範を遵守しなければならない。

**第5条** 専利代理機構と専利代理師は執業にあたり、法律、行政法規及び本弁法を遵守し、職業道徳、執業規律を謹んで守り、誠実で信用を守り、執業を規範化し、専利代理の品質を高め、委託者の合法的權益を守り、専利代理業界の正常な秩序を保たなければならない。

**第6条** 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、実際状況に応じて、政策の制定、体制の構築等の措置を通じて、専利代理機構が零細企業及び無収入か低収入の発明者、考案者のために専利代理援助サービスを提供するよう支持・指導することができる。

専利代理業界組織と専利代理機構が自身の資源を利用して専利代理援助業務を展開するよう奨励する。

**第7条** 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、電子政務建設と専利代理公共情報の発表を強化し、専利代理管理システムを最適化し、専利代理機構、専利代理師及び公衆の事務処理、情報検索に利便性を提供しなければならない。

**第8条** 如何なる単位、個人も許可を得ずに、専利出願と専利権無効宣告に関する業務を引き受けてはならず、また専利代理機構又は専利代理師の名義で専利代理業務を取り扱ってはならない。

## 第二章 専利代理機構

**第9条** 専利代理機構の組織形態はジェネラルパートナーシップ企業、有限責任公司等でなければならない。パートナー、出資者は中国公民でなければならない。

**第10条** パートナーシップ企業形態の専利代理機構は執業許可証を申請するにあたり、下記の条件を備えなければならない。

- (1) 本弁法第14条の規定に合致する専利代理機構の名称を有すること。
- (2) 書面によるパートナーシップ協議を有すること。
- (3) 独立した経営場所を有すること。
- (4) パートナーを2名以上有すること。
- (5) パートナーが専利代理師資格証を持っており、かつ専利代理師執業経歴を2年以上有すること。

**第11条** 有限責任公司形態の専利代理機構は執業許可証を申請するにあたり、下記の条件を備えなければならない。

- (1) 本弁法第14条の規定に合致する専利代理機構の名称を有すること。
- (2) 書面による会社定款を有すること。
- (3) 独立した経営場所を有すること。
- (4) 出資者を5名以上有すること。
- (5) 5分の4以上の出資者及び会社の法定代表者が専利代理師資格証を持っており、かつ専利代理師執業経歴を2年以上有すること。

**第12条** 弁護士事務所は執業許可証を申請するにあたり、下記の条件を備えなければならない。

- (1) 独立した経営場所を有すること。

(2) 専利代理師資格証を持つパートナー又は専任弁護士を2名以上有すること。

**第13条** 下記の事由のいずれかに該当する場合、専利代理機構のパートナー、出資者になってはならない。

(1) 完全な民事行為能力を持たない場合。

(2) 故意による犯罪により刑事処罰を受けたことがある場合。

(3) 専利代理機構において専任で従事できない場合。

(4) 所属の専利代理機構が解散したか、又はその執業許可証が取り消され、取り上げられ、まだ未完結の各業務を適切に処理しなかった場合。

専利代理機構は詐欺、賄賂等の不正手段で執業許可証を取得したが、法により取り消され、取り上げられた場合、そのパートナー、出資者、法定代表者は処罰決定日から3年以内に専利代理機構のパートナー又は出資者、法定代表者として新しく就任してはならない。

**第14条** 専利代理機構は、一つの名称しか使用できないものとする。弁護士事務所を除き、専利代理機構の名称には「専利代理」又は「知識産権代理」等の文字を含まなければならない。専利代理機構の支部の名称は、専利代理機構の正式名称、支部の所在都市の名称又は所在地域の名称及び「支社」又は「支所」等からなる。

専利代理機構の名称は、全国範囲内で、使用中又はかつて使用されたことがある専利代理機構の名称と同一、又は近似してはならない。

弁護士事務所が執業許可証を申請する場合は、当該弁護士事務所の名称を使っても良い。

**第15条** 専利代理機構執業許可証を申請するにあたり、専利代理管理システムを通じて国家知識産権局に申請書と下記の申請資料を提出しなければならない。

(1) パートナーシップ企業形態の専利代理機構の場合は、営業許可書、パートナーシップ協議及びパートナーの身分証明書のスキャンを提出しなければならない。

(2) 有限責任公司形態の専利代理機構の場合は、営業許可書、会社定款及び出資者の身分証明書のスキャンを提出しなければならない。

(3) 弁護士事務所の場合は、弁護士事務所の執業許可証、専利代理師資格証を持つパートナー、専任弁護士の身分証明書のスキャンを提出しなければならない。

申請者はその申請資料の実質的内容の信憑性について責任を負わなければならない。必要な場合、国家知識産権局は申請者に原本の提出を要求し、確認することができる。法律、行政法規及び国务院の決定に別途規定がある場合を除く。

**第 16 条** 申請資料が本弁法第 15 条の規定に合致しない場合、国家知識産権局は申請資料を受け取った日から 5 日以内に、補正すべき全ての内容を一度に申請者に告知しなければならず、期限を過ぎても告知しなかった場合、申請資料を受け取った日から受理したものみなされる。申請資料が揃いかつ法定形式に合致し、又は申請者が要求に従って全ての補正申請資料を提出した場合、当該申請を受理しなければならない。申請の受理又は不受理を行った場合、書面にて申請者に通知しかつその理由を説明しなければならない。

国家知識産権局は受理日から 10 日以内に審査し、規定する条件に合致する場合において許可し、申請者に専利代理機構執業許可証を発行しなければならない。規定する条件に合致しない場合において許可せず、書面にて申請者に通知しかつその理由を説明する。

**第 17 条** 専利代理機構の名称、経営場所、パートナーシップ協議又は会社定款、パートナー又はマネージングパートナー、出資者又は法定代表者に変更が生じた場合、企業変更登記を行った日から 30 日以内に国家知識産権局に変更手続を申請しなければならない。弁護士事務所の専利代理師資格証を持つパートナー又は専任弁護士等の事項に変更が生じた場合、司法行政部門の許可した日から 30 日以内に国家知識産権局に変更手続を申請しなければならない。

国家知識産権局は申請を受理した日から 10 日以内にそれ相応の決定を下し、本弁法の規定に合致する事項を変更しなければならない。

**第 18 条** 専利代理機構が国家知識産権局に登録した情報は、それが市場監督管理部門又は司法行政部門に登録した情報と一致しなければならない。

**第 19 条** 専利代理機構は解散するか又は専利代理業務を取り扱わなくなった場合、まだ未完結の各業務を適切に処理した後に、国家知識産権局に専利代理機構執業許可証の抹消手続を行わなければならない。

専利代理機構は営業許可書を抹消するか、又は営業許可書、執業許可証が取り消され、取り上げられた場合、営業許可書抹消の 30 日前又は取消、取上げ通知書を受け取った日から 30 日以内に委託者に委託契約の解除を通知し、まだ未完結の業務を適切に処理し、かつ国家知識産権局に専利代理機構執業許可証の抹消手続を行わなければならない。全ての専利代理業務を適切に処理しないかぎり、専利代理機構のパートナー、出資者は専利代理師執業届出の変更を行ってはならない。

**第 20 条** 専利代理機構は専利代理業務を取り扱う支部の設立を申請する場合、下記の条件を備えなければならない。

- (1) 専利代理業務を取り扱ってから2年経過した。
- (2) 執業する専利代理師を10名以上有し、設立しようとする支部に執業する専利代理師を1名以上有しなければならない、かつ支部の責任者が専利代理師資格証を持っていないなければならない。
- (3) 専利代理師が同時に2つ以上の支部の責任者を務めてはならない。
- (4) 支部の設立を申請する前の3年以内に専利代理行政処罰を受けたことがない。
- (5) 支部の設立を申請する時点で専利代理機構経営異常名簿や重大違法信用失墜名簿に記載されていない。

**第21条** 専利代理機構の支部は自分の名義で専利代理業務を取り扱ってはならない。専利代理機構はその支部の執業活動について法的責任を負わなければならない。

**第22条** 専利代理機構は支部を設立、変更又は抹消する場合、支部に係る企業又は司法の登記手続を完了した日から30日以内に、専利代理管理システムを通じて支部所在地の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に届出を行わなければならない。

届出にあたり、届出表に記入しかつ下記の資料をアップロードしなければならない。

(1) 支部を設立する場合、支部の営業許可書又は弁護士事務所支所の執業許可証のスキンをアップロードする。

(2) 支部の登録事項を変更する場合、変更後の支部の営業許可書又は弁護士事務所支所の執業許可証のスキンをアップロードする。

(3) 支部を抹消する場合、各事項を適切に処理した旨の説明をアップロードする。

**第23条** 専利代理機構は、品質管理、利益衝突審査、苦情処理、年度考課等の執業管理制度及び人員管理、財務管理、ファイル管理等の運営制度を構築・健全化し、専利代理師の執業活動における職業道徳、執業規律の遵守状況を監督しなければならない。

専利代理機構のパートナー、出資者は、法律、行政法規を遵守し、専利代理の職業道徳、執業規律を謹んで守り、専利代理業界の正常な秩序を保たなければならない。

**第24条** 専利代理機構はインターネット上のプラットフォームを通じて専利代理業務を宣伝したり、引き受けたりする場合、「中華人民共和国電子商取引法」等の関連規定を遵守しなければならない。

前項に掲げる専利代理機構はホームページの目立つ場所に専利代理機構執業許可証等の情報を継続的に公示しかつ適時に更新しなければならない。

### 第三章 専利代理師

**第 25 条** 専利代理機構は自由意志と協議合意の原則に従い、その招聘する専利代理師と労働契約を締結しなければならない。専利代理師は、専利代理機構からの指示を受けて専利代理業務を請け負わなければならない、自ら委託を受けてはならない。

**第 26 条** 専利代理師は執業にあたり、下記の条件に合致しなければならない。

- (1) 完全な民事行為能力を持っていること。
- (2) 専利代理師資格証を取得したこと。
- (3) 専利代理機構において実習してから 1 年経過しかつ審査に合格したこと。但し、弁護士執業経験又は 3 年以上の専利審査経験を持っている者を除く。
- (4) 専利代理機構のパートナー、出資者を務めており、又は専利代理機構と労働契約を締結していること。
- (5) 専任で専利代理業務に従事できること。

前項に掲げる全ての条件に合致した日は、執業日とする。

**第 27 条** 専利代理実習者は専利代理業務の実習を行うにあたり、専利代理機構による指導を受けなければならない。実習してから 1 年経過した場合、実習先の専利代理機構が実習評価を行う。

**第 28 条** 専利代理師は初めて執業する場合、執業日から 30 日以内に専利代理管理システムを通じて専利代理機構所在地の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に執業届出を行わなければならない。

届出にあたり、届出表に記入しかつ下記の資料をアップロードしなければならない。

- (1) 本人の身分証明書のスキャン。
- (2) 専利代理機構と締結した労働契約。
- (3) 実習審査に合格した旨の資料。

専利代理師はその届出資料の実質的内容の信憑性について責任を負わなければならない。必要な場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は原本の提出を要求し、確認することができる。

**第 29 条** 専利代理師は専利代理機構から離職する場合、業務引き継ぎの手続を適切に行い、かつ離職日から 30 日以内に専利代理管理システムを通じて専利代理機構所在地の

省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に解任証明書等を提出し、執業届出の変更を行わなければならない。

専利代理師は執業する専利代理機構を変える場合、執業先変更日から 30 日以内に執業届出の変更を行い、専利代理機構と締結した労働契約又は出資者、パートナーの就任証明書をアップロードしなければならない。

所定の期限までに執業届出の変更を行わなかった場合は、期限を過ぎても届出変更手続を自発的に履行しなかったものとみなされ、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は確認後に直接変更することができる。

## 第四章 専利代理業界組織

**第 30 条** 専利代理業界組織は、業界の自律を厳格化し、専利代理機構と専利代理師が法により執業を規範化するよう組織・指導し、業界のサービスレベルを継続的に向上させなければならない。

**第 31 条** 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、法律、行政法規の関連規定により専利代理業界組織に対して監督と管理を行う。

**第 32 条** 専利代理業界組織は法により下記の職責を履行しなければならない。

- (1) 専利代理機構と専利代理師の合法的權益を擁護する。
- (2) 業界の自律規範を制定し、業界の自律を強化し、会員に対する考課、奨励及び懲戒を実施し、受け入れた会員の情報と会員に対する懲戒状況を適時に社会に公表する。
- (3) 専利代理機構、専利代理師による専利代理援助サービスの展開を組織する。
- (4) 専利代理師の実習研修、執業研修、及び職業道徳、執業規律教育を組織する。
- (5) 国の関連規定により訴訟代理人として専利代理師を推奨する。
- (6) 専利代理機構による管理制度の整備、専利代理サービス品質の向上を指導する。
- (7) 専利代理機構による実習業務の展開を指導する。
- (8) 専利代理業界の国際交流を展開する。
- (9) 法により履行すべきその他の職責。

**第 33 条** 専利代理業界組織は毎年 3 月 31 日前に、国家知識産権局又は所在地の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に前年度の業務報告書を報告・送付しなければならない。国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、法に

より業務報告書を審査しなければならない。審査を経て許可された場合、専利代理業界組織は業務報告書を登記管理機関に報告・送付し、年度検査を受けることができる。

業務報告書の内容は、法律、行政法規及び国家政策の遵守、登記手続の法による履行、定款に基づく活動の展開、人員と機構の変化及び財務管理等の状況を含まなければならない。

**第34条** 専利代理業界組織は、非執業会員制度を構築・健全化し、専利代理師資格証を取得した非執業者の専利代理業界組織への参加、専利代理業界組織事務への参加を奨励し、非執業会員の研修及び交流を強化しなければならない。

## 第五章 専利代理の監督管理

**第35条** 国家知識産権局は、全国の専利代理機構の年度報告書、経営異常名簿及び重大違法信用失墜名簿の公示業務を組織・指導する。

**第36条** 専利代理機構は国の関連規定により年度報告書を提出しなければならない。専利代理機構の年度報告書は、下記の内容を含まなければならない。

- (1) 専利代理機構の住所、郵便番号、電話番号、メールアドレス等の情報。
- (2) マネージングパートナー又は法定代表者、パートナー又は出資者、専利代理師の氏名、従業員数に関する情報。
- (3) パートナー、出資者の出資額、出資時間、出資方式等の情報。
- (4) 支部設立の情報。
- (5) 専利代理機構がインターネット等の情報ネットワークを通じて専利代理サービスを提供する情報ネットワークプラットフォームの名称、ウェブアドレス等の情報。
- (6) 専利代理機構の取り扱う専利の出願、専利権無効宣告、譲渡、許諾、紛争の行政処理と訴訟、担保融資等の業務情報。
- (7) 専利代理機構の総資産、総負債、営業総収入、主要業務収入、利益総額、純利益、納税総額等の情報。
- (8) 専利代理機構による海外支部の設立、その従業員による海外の専利代理従業資質の取得に関する情報。
- (9) 報告すべきその他の情報。

弁護士事務所は、その従事する専利事務に関する内容のみを提出することができる。

**第 37 条** 国家知識産権局及び省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門の職員は、専利代理機構の年度報告書における非公示内容について守秘しなければならない。

**第 38 条** 専利代理機構は下記の事由のいずれかに該当する場合、国の関連規定により専利代理機構経営異常名簿に記載される。

(1) 所定の期限までに年度報告書を提出しなかった場合。

(2) 専利代理機構執業許可証の取得又は年度報告書の提出時に虚偽の情報を提供した場合。

(3) 名称、執務場所、マネージングパートナー又は法定代表者、パートナー又は出資者を無断で変更した場合。

(4) 支部の設立、変更、抹消の届出手続を規定により行わなかった場合。

(5) 執業許可条件を満たさなくなり、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門からその是正を命じられたが、期限を過ぎても条件を満たさない場合。

(6) 専利代理機構の公示情報が市場監督管理部門又は司法行政部門における登記情報と一致しない場合。

(7) 登記した経営場所を通じて連絡が取れない場合。

**第 39 条** 専利代理機構は下記の事由のいずれかに該当する場合、国の関連規定により重大違法信用失墜名簿に記載される。

(1) 専利代理機構経営異常名簿に記載されてから 3 年経過しても関連義務を履行しなかった場合。

(2) 専利代理業務の請負停止命令、専利代理機構執業許可証取上げの専利代理行政処罰を受けた場合。

**第 40 条** 国家知識産権局は、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門による専利代理機構と専利代理師の執業活動状況への検査、監督を指導する。

専利代理機構が省を跨って支部を設立する場合、その支部は支部所在地の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門が検査、監督しなければならない。当該専利代理機構所在地の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門はこれに協力しなければならない。

**第 41 条** 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、書類検査、実地検査、インターネット監視等の方式で、専利代理機構と専利代理師に対して検査、監督を行わなければならない。

検査過程において検査対象を無作為に抽出し、法執行検査官を無作為に選任しなければならない。違法・規則違反状況を発見した場合、速やかに法により処理し、かつ検査、処理の結果を社会に公開しなければならない。既に経営異常名簿又は重大違法信用失墜名簿に記載された専利代理機構に対し、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は実地検査を行わなければならない。

**第 42 条** 省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、下記の事項について重点的に検査、監督を行わなければならない。

- (1) 専利代理機構が執業許可条件に合致するか否か。
- (2) 専利代理機構のパートナー、出資者及び法定代表者が規定に合致するか否か。
- (3) 専利代理機構の年度報告書の情報が真実、完全かつ有効なものか否か、市場監督管理部門又は司法行政部門における公示情報と一致するか否か。
- (4) 専利代理機構は本弁法第 39 条に規定する事由があるか否か。
- (5) 専利代理機構が執業管理制度と運営制度を構築・健全化したか否か等の状況。
- (6) 専利代理師が執業条件に合致しかつ届出手続を履行したか否か。
- (7) 専利代理執業許可を取得していない単位又は個人は専利代理業務を無断で展開する違法行為があるか否か。

**第 43 条** 省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は法により検査・監督を行うにあたり、検査・監督の状況と処理の結果を記録し、検査監督者が署名した後にファイリングしなければならない。

当事者は省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門による検査・監督に協力し、尋問を受け、関連状況と資料を如実に提供しなければならない。

**第 44 条** 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、違法・規則違反行為のある機構又は人員に対し、警告面談、意見提出を行い、速やかに是正するよう督促することができる。

**第 45 条** 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、専利代理機構による専利代理の関連サービス規範の徹底実施を督促し、専利代理機構によるサービス品質の向上を指導しなければならない。

**第 46 条** 国家知識産権局は、専利代理機構執業許可証の取得、変更、抹消、取消、取上げ等の関連情報、及び専利代理師の執業届出、取消、取上げ等の関連情報を適時に社会に公表しなければならない。

国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、専利代理機構の年度報告情報、経営異常名簿、重大違法信用失墜名簿への記載又はかかる名簿からの削除情報、行政処罰の情報、及び専利代理執業活動に対する検査状況を適時に社会に公示しなければならない。行政処罰、検査監督結果について、国家企業信用情報公示システムに取り入れて社会に公表する。

弁護士事務所、弁護士が専利代理行政処罰を受けた場合、国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は情報を関係司法行政部門に通達することができる。

## 第六章 専利代理違法行為の処理

**第 47 条** 如何なる単位又は個人も専利代理機構、専利代理師の執業活動が専利代理管理に関する法律、行政法規、部門規則の規定に違反したと認め、又は専利代理業務の無断展開状況が存在すると認めた場合、国家知識産権局又は省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に苦情を申し立て又は通報することができる。

国家知識産権局又は省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は苦情や通報を受けた後に、市場監督管理行政処罰手続等の関連規定により調査処理を行わなければならない。本弁法に別途規定がある場合を除く。

**第 48 条** 重大な影響のある専利代理違法・規則違反行為について、国家知識産権局は立件・調査するか、関係する省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門による処分を指定することができる。

専利代理違法行為への処理が2つ以上の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に関わる場合、国家知識産権局に報告して調整・処理を要請することができる。

**第 49 条** 省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は当地の実情に応じて、専利代理違法・規則違反行為の処理に協力するよう一級下の人民政府の専利業務管理部門に要求することができる。また、法により実際の処理能力がある、公共事務を管理する事業組織に専利代理違法・規則違反行為の処理を委託することができる。

委託側は受託側の行為を監督・指導し、かつ法的責任を負わなければならない。

**第 50 条** 省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は事件と関係のある証拠を適時、全面的、客観的かつ公正に調査・収集しなければならない。下記の方式で事件の事実を調査・確認することができる。

- (1) 当事者に対して書面による意見陳述の提出を要求する。
- (2) 当事者を尋問する。
- (3) 当事者所在地で実地調査を行い、関連の業務ファイル及びファイル資料を調べることができる。
- (4) その他の必要かつ合理的な方式。

**第 51 条** 事件調査の終結後に、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は専利代理機構に対して新しい代理業務の請負停止の命令、執業許可証の取上げ、又は専利代理師に対して新しい代理業務の請負停止の命令、専利代理師資格証の取上げの行政処罰を下すべきであると認めた場合、調査結果と処罰の提案を速やかに報告・送付し、国家知識産権局に処理を要請しなければならない。

**第 52 条** 専利代理機構が下記の事由のいずれかに該当する場合、「専利代理条例」第 25 条に規定する「管理を怠り、重大な結果をもたらした」違法行為に属する。

- (1) 故意又は重大な過失により委託者、第三者の利益に損失を与え、又は社会の公共利益を損なった場合。
- (2) 異常専利出願行為に従事し、専利業務の秩序を深刻に乱した場合。
- (3) 他の専利代理師、専利代理機構を誹謗中傷し、不正手段をもって業務を誘致し、粉飾・欺瞞の行為があり、業界の秩序を深刻に乱し、関連行政機関から処罰を受けた場合。
- (4) 専利審査業務又は専利行政法執行業務の正常な進行を深刻に妨害した場合。
- (5) 専利代理師が業務引き継ぎの手続を適切に行わずに専利代理機構から離職し、深刻な結果をもたらした場合。
- (6) 専利代理機構執業許可証の情報が市場監督管理部門、司法行政部門における登記情報又は実際の状況と一致せず、要求に従って是正しておらず、社会公衆に重大な誤認を生じさせた場合。
- (7) 支部の設立、変更、抹消が所定の条件に合致せず又は規定に従って届け出ておらず、当事者の利益を深刻に損なった場合。
- (8) 専利代理師が本人の作成又は審査していない専利出願等の法律文書に署名するのを黙認し、又は指示し、当事者の利益を深刻に損なった場合。

**第 53 条** 下記の事由のいずれかに該当する場合、「専利代理条例」第 27 条に規定する「専利代理業務を無断で展開した」違法行為に属する。

- (1) 賃貸、借用等の方式で他人の資質を利用して専利代理業務を展開した場合。

(2) 専利代理機構執業許可証を取得せず又は専利代理師執業条件に合致せず、専利出願、専利権無効宣告等の関連業務を無断で代理し、又は専利代理機構、専利代理師の名義で業務を誘致した場合。

(3) 専利代理機構執業許可証又は専利代理師資格証が取り消され又は取り上げられた後に、専利出願、専利権無効宣告等の関連業務を無断で代理し、又は専利代理機構、専利代理師の名義で業務を誘致した場合。

**第 54 条** 専利代理機構執業許可証、専利代理師資格証が改竄、転売、賃貸、貸与された場合、国家知識産権局がその専利代理機構執業許可証、専利代理師資格証を取り上げる。

**第 55 条** 専利代理師は自ら署名して取り扱った専利代理業務について責任を負う。本人が取り扱っていない専利事務について、専利代理師は関連法律文書への署名を拒否する権利がある。

専利代理師が専利代理品質等の事由により委託者、第三者の利益に損失を与え、又は社会の公共利益を損なった場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は署名した専利代理師に警告を与えることができる。

**第 56 条** 国家知識産権局は関連規定により、専利代理分野における重大信用失墜主体に対する共同懲戒を展開する。

**第 57 条** 法律、行政法規で専利代理機構の経営活動違法行為の処理について別途規定がある場合は、その規定に従う。

## 第七章 付則

**第 58 条** 本弁法の解釈について国家市場監督管理総局が責任を負う。

**第 59 条** 本弁法にいう 20 日以内という期限に関する規定は営業日を指し、法定休日・祝日を含まない。

**第 60 条** 本弁法は 2019 年 X 月 X 日から施行する。2015 年 4 月 30 日付で国家知識産権局令第 70 号にて公布された「専利代理管理弁法」、2002 年 12 月 12 日付で国家知識産権局令第 25 号にて公布された「専利代理懲戒規則（試行）」は同時に廃止する。

出典：中国政府法制信息网

[http://www.moj.gov.cn/news/content/2019-03/01/zlk\\_229186.html](http://www.moj.gov.cn/news/content/2019-03/01/zlk_229186.html)